

防整施第6941号  
28.3.31

大臣官房長  
地方協力局長  
施設等機関の長  
各幕僚長  
情報本部長  
防衛監察監  
各地方防衛局長  
防衛装備庁長官  
殿

整備計画局長  
(公印省略)

建設工事に係る技術業務の契約等におけるプロポーザル方式の実施細則について（通知）

標記について、建設工事に係る技術業務委託の契約等の事務処理要領について（防整施（事）第144号。28.3.31）の別紙第7項に基づき別紙のとおり定め、平成28年4月1日以降に手続開始の公示を行う技術業務について適用することとしたので、遺漏のないよう措置されたい。

なお、本方式を採用することができるのは、会計法（昭和22年法律第35号）第29条の3第4項の契約の性質又は目的が競争を許さない場合に限られることに留意されたい。

また、建設工事に係る技術業務の契約等におけるプロポーザル方式の実施細則について（防整施第15612号。27.10.1）は、平成28年3月31日限りで廃止する。

添付書類：別紙

配布区分：整備計画局施設整備官、提供施設計画官、施設技術管理官

建設工事に係る技術業務の契約に係るプロポーザル方式の実施細則について

第1 対象業務

建設工事に係る技術業務委託の契約等の事務処理要領について（防整施（事）第144号。28. 3. 31）の別紙第2項第1号アからオまでの技術業務を対象とする。

第2 公募型プロポーザル方式

1 参加表明書の提出

- (1) 契約担当官等（防衛省所管契約事務取扱細則（平成18年防衛庁訓令第108号。以下「訓令」という。）第2条に規定する契約担当官等をいう。以下同じ。）は、技術提案書の提出者を選定するため、参加表明書の提出を求めるものとする。
- (2) 参加表明書の提出期限は、原則として、第4項第1号の説明書の交付を開始した日の翌日から起算して10日とするものとする。

2 参加表明書の内容

契約担当官等は、参加表明書の提出を求める場合には、当該業務の特性に応じて、次に掲げる事項の中から選択したものを記載させるものとする。

- (1) 企業の経験及び能力
- (2) 配置予定管理技術者の経験及び能力
- (3) 業務実施体制
- (4) 配置予定担当技術者の経験
- (5) その他契約担当官等が必要と認める事項

3 手続開始の公示

- (1) 契約担当官等は、参加表明書の提出を求める場合には、官報、庁舎内での掲示及びホームページへの掲載により、次に掲げる事項を公示するものとする。

ア 品目分類番号

イ 業務の名称、業務内容及び履行期限

ウ 技術提案書の提出者に要求される資格及び技術提案書の提出者を選定するための基準

エ 技術提案書を特定するための評価基準

オ 担当部局

カ 説明書の交付期間、交付場所及び交付方法

キ 参加表明書の提出期限、提出場所及び提出方法

ク 技術提案書の提出期限、提出場所及び提出方法

ケ 手続において使用する言語及び通貨

コ 契約書作成の要否

サ 関連情報を入手するための照会窓口

シ その他契約担当官等が必要と認める事項

(2) 前号の公示において、次に掲げる事項を英語により併記するものとする。

ア 品目分類番号

イ 業務の名称

ウ 参加表明書の提出期限及び技術提案書の提出期限

エ 説明書を入手するための照会窓口

(3) 第1号の公示は、整備計画局施設計画課長の確認を受けたうえで、官報に掲載しようとする日の前日から起算して8日（行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第1条第1項に規定する行政機関の休日（以下「行政機関の休日」という。）を除く。）前までに、独立行政法人国立印刷局に官報掲載の依頼を行うものとする。

(4) 第1号ウの技術提案書の提出者を選定するための基準については、付紙第1による。

(5) 第1号エの技術提案書を特定するための評価基準については、付紙第2による。

#### 4 説明書の交付

(1) 前項第1号の公示後速やかに、次号に掲げる事項を記載した説明書の交付を開始するものとし、技術提案書の提出期限の日の前日まで交付するものとする。

(2) 説明書には、前項第1号に掲げる事項（ア及びカを除く。）及び次に掲げる事項を記載するものとする。

ア 業務の詳細な説明

イ 参加表明書及び技術提案書の作成及び記載上の留意事項

ウ 技術提案書に記載する業務実施に当たって特に重要となるテーマ（原則として、2テーマとする。）

エ 説明書に対する質問の提出期間、提出場所、提出方法及びその回答方法

オ 支払条件

カ その他契約担当官等が必要と認める事項

(3) 前号に掲げるもののほか、説明書において、次に掲げる事項を明らかにするものとする。

ア 同種又は類似業務の実績及び経験の確認を行うに当たり、効力を有する政府調達に関する協定（以下「WTO政府調達協定」という。）を適用している国及び地域並びに我が国に対して建設市場が解放的であると認められる国及び地域以外の国又は地域に主たる営業所を有する建設コンサルタント等にあつては、我が国における同種又は類似業務の実績及び経験をもつて行うものとする。

イ 本業務を受注した建設コンサルタント等及び本業務を受注した建設コンサルタント等と資本・人事面等において関連があると認められた製造業者又は建設業者は、本業務に係る工事の入札に参加し、又は当該工事を請け負うことはできないものとする。

ウ 提出期限までに参加表明書が到達しなかった者及び技術提案書の提出者に選定された旨の通知を受けなかった者は、技術提案書を提出できないものとする。

エ 参加表明書及び技術提案書の作成、提出及びヒアリングに関する費用は、提出者の負担とする。

- オ 参加表明書又は技術提案書に虚偽の記載をした場合は、参加表明書又は技術提案書を無効とするとともに、虚偽の記載をした者に対して指名停止の措置を行うことがあるものとする。
- カ 提出された参加表明書は返却しない。また、提出された参加表明書は、技術提案書の提出者の選定以外に提出者に無断で使用しないものとする。
- キ 提出された技術提案書が特定されなかった場合、電子入札システムにより提出された場合には、電子入札システムから技術提案書を削除し、紙入札方式により提出された場合には、技術提案書を返却する。また、提出された技術提案書は、技術提案書の特定以外に提出者に無断で使用しない。特定された技術提案書を公開する場合には、事前に提出者の同意を得るものとする。
- ク 提出期限以降における参加表明書及び技術提案書の差し替え又は再提出は認めない。また、技術提案書に記載した配置予定技術者は、病休、死亡、退職等の極めて特別な場合でやむを得ないとして、承認された場合のほかは、変更を認めない。ただし、病休等特別な理由によりやむを得ず配置予定技術者を変更する場合は、当初の配置予定技術者と同等以上の技術者であるとの契約担当官等の承認を得た場合を除くものとする。
- (4) 説明書には、別冊として、別紙様式、手続開始の公示の写し、契約書（案）、見積心得書、仕様書及び現場説明書を含めるものとする。
- 5 技術提案書の提出者の選定
- (1) 契約担当官等は、第3項第1号の公示及び第4項第1号の説明書において明示した技術提案書の提出者に要求される資格及び技術提案書の提出者を選定するための基準に基づき、参加表明書を提出した者の審査を行い、参加表明書を提出した者の中から技術提案書の提出者を3から5者程度選定し、技術提案書の提出者として選定した旨の通知を行うものとする。
- (2) 前号の通知から技術提案書の提出までの期間は、原則として、40日間以上とする。
- (3) 契約担当官等は、技術提案書の提出者に要求される資格及び技術提案書の提出者を選定するための基準の決定並びに参加表明書を提出した者の審査に当たっては、競争参加資格・指名審査委員会（以下「審査委員会」という。）の審議を経るものとする。
- (4) 技術提案書の提出者に要求される資格及び技術提案書の提出者を選定するための基準は、第2項に掲げる事項について定めるものとする。
- 6 非選定理由の説明
- (1) 契約担当官等は、参加表明書を提出した者のうち技術提案書の提出者として選定しなかった者に対して、選定しなかった旨及び選定しなかった理由（以下「非選定理由」という。）を電子入札システム又は書面により通知するものとする。
- (2) 前号の通知を受けた者は、通知された日の翌日から起算して7日（行政機関の休日を除く。）以内に、電子入札システム又は書面により、契約担当官等に対して非選定理由についての説明を求められることができるものとする。
- (3) 契約担当官等は、非選定理由についての説明を求められたときは、説明を求め

ることができる最終日の翌日から起算して10日以内に、電子入札システム又は書面により回答するものとする。

(4) 前各号に掲げる事項については、第4項第1項の説明書において明らかにするとともに第2号に掲げる事項については、第1号の通知において明らかにするものとする。

(5) 第1号の通知は、前項第1号の通知と同時に行うとともに、非選定理由については、第3項第1号の公示及び第4項第1号の説明書において明示した技術提案書の提出者に要求される資格及び技術提案書の提出者を選定するための基準の各項目のいずれの観点から選定しなかったかを明らかにするものとする。

(6) 契約担当官等は、第3号の回答内容を審査委員会に報告するものとする。

#### 7 技術提案書の特定

(1) 契約担当官等は、提出された技術提案書について、第3項第1号エの技術提案書を特定するための評価基準及び付紙第3に基づき、審査委員会の審議を経て、当該業務について技術的に最適なものを特定するものとする。

(2) 契約担当官等は、前号により特定した技術提案書の提出者に対して、速やかに技術提案書を特定した旨の通知を行うものとする。

#### 8 非特定理由の説明

(1) 契約担当官等は、技術提案書を提出した者のうち技術提案書を特定しなかった者に対して、技術提案書を特定しなかった旨及び特定しなかった理由（以下「非特定理由」という。）を電子入札システム又は書面により通知するものとする。

(2) 前号の通知を受けた者は、通知された日の翌日から起算して7日（行政機関の休日を除く。）以内に、電子入札システム又は書面により、契約担当官等に対して非特定理由についての説明を求められることができるものとする。

(3) 契約担当官等は、非特定理由についての説明を求められたときは、説明をすることができる最終日の翌日から起算して10日以内に、電子入札システム又は書面により、回答するものとする。

(4) 前各号に掲げる事項については、第4項第1号の説明書において明らかにするとともに、第2号に掲げる事項については、第1号の通知において明らかにするものとする。

(5) 第1号の通知は、前項第2号の通知と同時に行うとともに、非特定理由については、第3項第1号エの技術提案書を特定するための評価基準の各項目のいずれの観点から特定しなかったかを明らかにするものとする。

(6) 契約担当官等は、第3号の回答内容を審査委員会に報告するものとする。

#### 9 実施手順及び標準的日数

実施手順及び標準的日数については、付図第1を参考とするものとする。

#### 10 契約相手方の公示

(1) 契約担当官等は、契約の相手方を決定したときは、国の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（昭和55年日政令第300号）第14条の規定に基づき、その日の翌日から起算して72日以内に官報に公示するものとする。

(2) 契約担当官等は、官報に掲載しようとする日の前日から起算して8日（行政機

関の休日を除く。)前までに、独立行政法人国立印刷局に官報掲載の依頼を行うものとする。

#### 1.1 その他

防衛省所管契約事務取扱細則第10条に基づく級別の格付を受けていない者にあつては、第1項第1号の参加表明書を提出することはできるが、その者が技術提案書の提出者として選定された場合、技術提案書を提出するためには、技術提案書を提出する時点において、技術提案書の提出者に要求される資格を有していなければならないものとし、その旨を第3項第1号の公示及び第4項第1号の説明書において明らかにするものとする。

### 第3 簡易公募型プロポーザル方式

#### 1 参加表明書の提出

- (1) 契約担当官等は、技術提案書の提出者を選定するため、参加表明書の提出を求めるものとする。
- (2) 参加表明書の提出期限は、原則として、第4項第1号の説明書の交付を開始した日の翌日から起算して10日とするものとする。

#### 2 参加表明書の内容

契約担当官等は、参加表明書の提出を求める場合には、当該業務の特性に応じて次に掲げる事項の中から選択したものを記載させるものとする。

- (1) 企業の実績及び能力
- (2) 配置予定管理技術者の経験及び能力
- (3) 業務実施体制
- (4) 配置予定担当技術者の経験
- (5) その他契約担当官等が必要と認める事項

#### 3 手続開始の公示

- (1) 契約担当官等は、参加表明書の提出を求める場合には、庁舎内での掲示及びホームページへの掲載により、次に掲げる事項を公示するものとする。

ア 業務の名称、業務内容及び履行期限

イ 技術提案書の提出者に要求される資格及び技術提案書の提出者を選定するための基準

ウ 技術提案書を特定するための評価基準

エ 担当部局

オ 説明書の交付期間、交付場所及び交付方法

カ 参加表明書の提出期限、提出場所及び提出方法

キ 技術提案書の提出期限、提出場所及び提出方法

ク 手続において使用する言語及び通貨

ケ 契約書作成の要否

コ 関連情報を入手するための照会窓口

サ その他契約担当官等が必要と認める事項

- (2) 「公共事業の入札・契約手続の改善に関する行動計画」運用指針（平成8年6

月17日事務次官等会議申合せ)記第4項に規定する調達(以下「WTO政府調達協定に準じる業務」という。)の場合については、前号の公示のほか、次に掲げる事項を業界紙(日刊紙)に掲載するものとする。

ア 業務の名称、業務内容及び履行期限

イ 担当部局

ウ 説明書の交付期間、交付場所及び交付方法

エ 参加表明書の提出期限

オ 技術提案書の提出期限

(3) 業界紙(日刊紙)は、全国で発行されている建設系3紙のうち当該防衛省発注機関(契約担当官等が属する防衛省本省の内部部局、防衛大学校、防衛医科大学校、防衛研究所、統合幕僚監部、陸上幕僚監部、海上幕僚監部、航空幕僚監部、情報本部、防衛監察本部、地方防衛局並びに統合幕僚長及び陸上幕僚長、海上幕僚長又は航空幕僚長の監督を受ける陸上自衛隊、海上自衛隊及び航空自衛隊の部隊及び機関並びに防衛装備庁をいう。以下同じ。)管内において発行されているものとする。

(4) 第1号イの技術提案書の提出者を選定するための基準については、付紙第1の例による。

(5) 第1号ウの技術提案書を特定するための評価基準については、付紙第2の例による。

#### 4 説明書の交付

(1) 前項第1号の公示後速やかに、次号に掲げる事項を記載した説明書の交付を開始するものとし、技術提案書の提出期限の日の前日まで交付するものとする。

(2) 説明書には、前項第1号に掲げる事項(オを除く。)及び次に掲げる事項を記載するものとする。

ア 業務の詳細な説明

イ 参加表明書及び技術提案書の作成及び記載上の留意事項

ウ 技術提案書に記載する業務実施に当たって特に重要となるテーマ(原則として、2テーマとする。)

エ 説明書に対する質問の提出期間、提出場所、提出方法及びその回答方法

オ 支払条件

カ その他契約担当官等が必要と認める事項

(3) 前号に掲げるもののほか、説明書において、次に掲げる事項を明らかにするものとする。

ア 同種又は類似業務の実績及び経験の確認を行うに当たり、効力を有するWTO政府調達協定を適用している国及び地域並びに我が国に対して建設市場が解放的であると認められる国及び地域以外の国又は地域に主たる営業所を有する建設コンサルタント等にあつては、我が国における同種又は類似業務の実績及び経験をもって行うものとする(WTO政府調達協定に準じる業務の場合。)

イ 本業務を受注した建設コンサルタント等及び本業務を受注した建設コンサルタント等と資本・人事面等において関連があると認められた製造業者又は建設

業者は、本業務に係る工事の入札に参加し、又は当該工事を請け負うことはできないものとする。

ウ 提出期限までに参加表明書が到達しなかった者及び技術提案書の提出者に選定された旨の通知を受けなかった者は、技術提案書を提出できないものとする。

エ 参加表明書及び技術提案書の作成、提出及びヒアリングに関する費用は、提出者の負担とする。

オ 参加表明書又は技術提案書に虚偽の記載をした場合は、参加表明書又は技術提案書を無効とするとともに、虚偽の記載をした者に対して指名停止の措置を行うことがあるものとする。

カ 提出された参加表明書は返却しないこと。なお、提出された参加表明書は、技術提案書の提出者の選定以外に提出者に無断で使用しないものとする。

キ 提出された技術提案書が特定されなかった場合、電子入札システムにより提出された場合には、電子入札システムから技術提案書を削除し、紙入札方式により提出された場合には、技術提案書を返却する。また、提出された技術提案書は、技術提案書の特定以外に提出者に無断で使用しない。特定された技術提案書を公開する場合には、事前に提出者の同意を得るものとする。

ク 提出期限以降における参加表明書及び技術提案書の差し替え又は再提出は認めないこと。また、技術提案書に記載した配置予定技術者は、病休、死亡、退職等の極めて特別な場合でやむを得ないとして、承認された場合のほかは、変更を認めない。ただし、病休等特別な理由によりやむを得ず配置予定技術者を変更する場合は、当初の配置予定技術者と同等以上の技術者であるとの契約担当官等の承認を得た場合は除くものとする。

(4) 説明書には、別冊として、別紙様式、手続開始の公示の写し、契約書（案）、見積心得書、仕様書及び現場説明書を含めるものとする。

## 5 技術提案書の提出者の選定

(1) 契約担当官等は、第3項第1号の公示及び第4項第1号の説明書において明示した技術提案書の提出者に要求される資格及び技術提案書の提出者を選定するための基準に基づき、参加表明書を提出した者の審査を行い、参加表明書を提出した者の中から技術提案書の提出者を3から5者程度選定し、技術提案書の提出者として選定した旨の通知を行うものとする。

(2) 契約担当官等は、技術提案書の提出者に要求される資格及び技術提案書の提出者を選定するための基準の決定並びに参加表明書を提出した者の審査に当たっては、審査委員会の審議を経るものとする。

(3) 技術提案書の提出者に要求される資格及び技術提案書の提出者を選定するための基準は、第2項に掲げる事項について定めるものとする。

## 6 非選定理由の説明

(1) 契約担当官等は、参加表明書を提出した者のうち技術提案書の提出者として選定しなかった者に対して、選定しなかった旨及び非選定理由を電子入札システム又は書面により通知するものとする。

(2) 前号の通知を受けた者は、通知された日の翌日から起算して5日（行政機関の



休日を除く。) 以内に、電子入札システム又は書面により、契約担当官等に対して非選定理由についての説明を求めることができるものとする。

- (3) 契約担当官等は、非選定理由についての説明を求められたときは、説明を求めることができる最終日の翌日から起算して5日以内に、電子入札システム又は書面により回答するものとする。
- (4) 前各号に掲げる事項については、第4項第1号の説明書において明らかにするとともに、第2号に掲げる事項については、第1号の通知において明らかにするものとする。
- (5) 第1号の通知は、第5項第1号の通知と同時に行うとともに、非選定理由については、第3項第1号の公示及び第4項第1号の説明書において明示した技術提案書の提出者に要求される資格及び技術提案書の提出者を選定するための基準の各項目のいずれの観点から選定しなかったかを明らかにするものとする。
- (6) 契約担当官等は、第3号の回答内容を審査委員会に報告するものとする。

#### 7 技術提案書の特定

- (1) 契約担当官等は、提出された技術提案書について、第3項第1号ウの技術提案書を特定するための評価基準及び付紙第3に基づき、審査委員会の審議を経て、当該業務について技術的に最適なものを特定するものとする。
- (2) 契約担当官等は、前号により特定した技術提案書の提出者に対して、速やかに技術提案書を特定した旨の通知を行うものとする。

#### 8 非特定理由の説明

- (1) 契約担当官等は、技術提案書を提出した者のうち技術提案書を特定しなかった者に対して、技術提案書を特定しなかった旨及び非特定理由を電子入札システム又は書面により通知するものとする。
- (2) 前号の通知を受けた者は、通知された日の翌日から起算して7日（行政機関の休日を除く。）以内に、電子入札システム又は書面により、支出負担行為担当官等に対して非特定理由についての説明を求めることができるものとする。
- (3) 契約担当官等は、非特定理由についての説明を求められたときは、説明を求めることができる最終日の翌日から起算して10日以内に、電子入札システム又は書面により回答するものとする。
- (4) 前各号に掲げる事項については、第4項第1号の説明書において明らかにするとともに、第2号に掲げる事項については、第1号の通知において明らかにするものとする。
- (5) 第1号の通知は、前項第2号の通知と同時に行うとともに、非特定理由については、第3項第1号ウの技術提案書を特定するための評価基準の各項目のいずれの観点から特定しなかったかを明らかにするものとする。
- (6) 契約担当官等は、第3号の回答内容を審査委員会に報告するものとする。

#### 9 実施手順及び標準的日数

実施手順及び標準的日数については、付図第2を参考とするものとする。

#### 10 その他

訓令第10条に基づく級別の格付を受けていない者にあつては、第1項第1号の

参加表明書を提出することはできるが、その者が技術提案書の提出者として選定された場合、技術提案書を提出するためには、技術提案書を提出する時点において、技術提案書の提出者に要求される資格を有していなければならないものとし、その旨を第3項第1号の公示及び第4項第1号の説明書において明らかにするものとする。

#### 第4 標準プロポーザル方式

##### 1 技術提案書の提出者の選定

- (1) 契約担当官等は、審査委員会の審議を経て、技術提案書の提出を求める者を選定し、技術提案書の提出者として選定した旨の通知を行うものとする。
- (2) 前号の技術提案書の提出を求める者の選定に当たっては、原則として、訓令第10条に基づく級別の格付を受け、当該契約担当官等の所在地を管轄する地方防衛局又は地方防衛支局（長崎防衛支局を除く）に競争参加を希望している者の中から、業務実績及び技術者の経験等を勘案し、当該業務に十分な履行能力を有すると認められる建設コンサルタント等を、3から5者程度選定するものとする。
- (3) 第1号の通知は、技術提案書提出要請書により行うものとする。

##### 2 技術提案書提出要請書の内容

- (1) 技術提案書提出要請書には、次に掲げる事項を記載するものとする。
  - ア 業務の名称、業務内容及び履行期限
  - イ 業務の詳細な説明
  - ウ 技術提案書を特定するための評価基準
  - エ 技術提案書の作成及び記載上の留意事項
  - オ 技術提案書に記載する業務実施に当たって特に重要となるテーマ（原則として、2テーマとする。）
  - カ 技術提案書の提出期間、提出場所及び提出方法
  - キ 技術提案書提出要請書に対する質問の提出期間、提出場所、提出方法及びその回答方法
  - ク 手続において使用する言語及び通貨
  - ケ 契約書作成の要否
  - コ 関連情報を入手するための照会窓口
  - サ 支払条件
  - シ その他契約担当官等が必要と認める事項
- (2) 前号に掲げるもののほか、技術提案書提出要請書において、次に掲げる事項を明らかにするものとする。
  - ア 本業務を受注した建設コンサルタント等及び本業務を受注した建設コンサルタント等と資本・人事面等において関連があると認められた製造業者又は建設業者は、本業務に係る工事の入札に参加し、又は当該工事を請け負うことはできないものとする。
  - イ 技術提案書の作成、提出及びヒアリングに関する費用は、提出者の負担とする。

- ウ 技術提案書に虚偽の記載をした場合は、技術提案書を無効とするとともに、虚偽の記載をした者に対して指名停止の措置を行うことがあるものとする。
- エ 提出された技術提案書が特定されなかった場合、電子入札システムにより提出された場合には、電子入札システムから技術提案書を削除し、紙入札方式により提出された場合には、技術提案書を返却する。また、提出された技術提案書は、技術提案書の特定以外に提出者に無断で使用しない。特定された技術提案書を公開する場合には、事前に提出者の同意を得るものとする。
- オ 提出期限以降における技術提案書の差し替え又は再提出は認めない。また、技術提案書に記載した配置予定技術者は、病休、死亡、退職等の極めて特別な場合でやむを得ないとして、承認された場合のほかは、変更を認めない。ただし、病休等特別な理由によりやむを得ず配置予定技術者を変更する場合は、当初の配置予定技術者と同等以上の技術者であるとの契約担当官等の承認を得た場合は除くものとする。
- (3) 技術提案書提出要請書には、別冊として、別紙様式、手続開始の公示の写し、契約書（案）、見積心得書、仕様書及び現場説明書を含めるものとする。
- (4) 第1号ウの技術提案書を特定するための評価基準については、付紙第4による。

### 3 技術提案書の内容

契約担当官等は、技術提案書の提出を求める場合には、当該業務の特性に応じて、次に掲げる事項を記載させるものとする。

- (1) 配置予定管理技術者の経験及び能力
- (2) 業務実施体制
- (3) 配置予定担当技術者の経験
- (4) 業務の実施方針・実施フロー・工程計画・その他
- (5) 特定テーマに対する技術提案
- (6) その他契約担当官等が必要と認める事項

### 4 技術提案書の特定

- (1) 契約担当官等は、提出された技術提案書について、第2項第1号ウの技術提案書を特定するための評価基準及び付紙第3に基づき、審査委員会の審議を経て、当該業務について技術的に最適なものを特定するものとする。
- (2) 契約担当官等は、前号により特定した技術提案書の提出者に対して、速やかに技術提案書を特定した旨の通知を行うものとする。

### 5 非特定理由の説明

- (1) 契約担当官等は、技術提案書を提出した者のうち技術提案書を特定しなかった者に対して、技術提案書を特定しなかった旨及び非特定理由を電子入札システム又は書面により通知するものとする。
- (2) 前号の通知を受けた者は、通知された日の翌日から起算して7日（行政機関の休日を除く。）以内に、電子入札システム又は書面により、契約担当官等に対して非特定理由についての説明を求められることができるものとする。
- (3) 契約担当官等は、非特定理由についての説明を求められたときは、説明を求められることができる最終日の翌日から起算して10日以内に、電子入札システム又は

書面により回答するものとする。

- (4) 前各号に掲げる事項については、技術提案書提出要請書において明らかにするとともに、第2号に掲げる事項については、第1号の通知において明らかにするものとする。
- (5) 第1号の通知は、前項第2号の通知と同時に行うとともに、非特定理由については、第2項第1号ウの技術提案書を特定するための評価基準の各項目のいずれの観点から特定しなかったかを明らかにするものとする。
- (6) 契約担当官等は、第3号の回答内容を審査委員会に報告するものとする。

#### 6 実施手順及び標準的日数

実施手順及び標準的日数については、付図第3を参考とするものとする。

#### 第5 契約締結後の評価点の公表

契約担当官等は、プロポーザル方式を適用した業務における入札及び契約の過程等について、建設工事に係る技術業務の発注情報等の公表について（防整施第6938号。28. 3. 31）により、契約締結後速やかに公表するものとする。

#### 第6 学識経験者への意見聴取

技術的に高度な専門性を有する内容が含まれる等の業務の場合には、必要に応じて特定テーマの設定及び特定の際に、学識経験者から意見を聴取するものとする。

#### 第7 評価内容の担保

- 1 契約担当官等は、特定された技術提案書の内容が確実に履行されるために、当該業務の仕様書に当該技術提案書の内容を確実に履行する旨記載するものとする。
- 2 仕様書に記載された技術提案書の内容が受注者の責により実施されなかった場合は、業務成績評定を減ずる等の措置を行うものとする。

#### 第8 業務成績評定の減点

業務成績評定の減点は、技術業務委託の受注者の業務成績評定について（防整技第7185号。28. 3. 31）の別紙様式第1「業務執行に係る過失に伴う減点」又は別紙様式第2「業務履行中に生じた事由による減点」として措置するものとし、最大減点数は「10点」とする。減点数の算定方法は下表のとおりとする。

評価項目	入札時の評価点 (A)	完了後の再評価点 (B)	(A - B)
業務の実施方針・実施 フロー・工程計画・ その他	20	12	8
評価テーマに対する技	12	8	4

術提案			
計	32	20	12
不履行率 (C) = {(A-B) の合計 ÷ (A) の合計} = 12 / 32			0.375 (有効数値小数 点3桁)
減点数 = 10 × (C) = 3.75 ≒ 3 (小数点以下切り捨て)			3

## 第9 苦情申立て

- 1 契約担当官等は、本実施細則に基づく手続に関し、政府調達に関する苦情の処理手続（平成7年12月14日付け政府調達苦情処理推進会議決定）により、政府調達苦情検討委員会に対して苦情を申立てることができる旨、説明書において明らかにするものとする。
- 2 契約担当官等は、説明書及び技術提案書提出要請書並びに第3第6項第3号、第3第8項第3号及び第4第5項第3号の回答において、次に掲げる事項を明らかにするものとする。
  - (1) 契約担当官等からの非選定理由又は非特定理由の説明に不服がある者は、第3第6項第3号、第3第8項第3号又は第4第5項第3号の回答を受けた日の翌日から起算して7日（行政機関の休日を除く。）以内に、書面により、契約担当官等に対して、苦情の申立てを行うことができる旨及び苦情申立てについては入札監視委員会が審議を行う旨。
  - (2) 苦情申立てについての受付窓口及び受付時間。
  - (3) 苦情申立てに関する手続等を示した書類等の入手先。
- 3 第1項は公募型プロポーザル方式及びWTO政府調達協定に準じる業務について適用し、前項は第1項の業務以外について適用する。

## 第10 技術提案等評価結果の整理及び保存

技術提案等評価の審査において、付表第2、付表第3及び付表第4により評価結果を整理するものとし、作成した文書については、防衛省行政文書管理規則（平成23年防衛省訓令第15号）に基づき、作成した課において保存するものとする。

## 第11 その他

- 1 防衛省発注機関（旧防衛施設局、旧防衛施設支局及び旧装備施設本部を含む。）と平成16年4月1日以降に契約した業務に係るものにあつては、防衛施設庁において実施する技術委託業務の受託者の業務成績の評定について（施本建第24号（CCP）。16. 3. 17）、技術業務委託の受託者の業務成績の評定について（装本技調第3592号。19. 9. 1）、技術業務委託の受託者の業務成績の評定に

ついて（装本技調第2914号。20. 7. 17）、技術業務委託における受注者の業務成績評定について（装本技調第3257号。21. 7. 29）、技術業務委託における受注者の業務成績評定について（防整技第15569号。27. 10. 1）又は技術業務委託における受注者の業務成績評定について（防整技第7185号。28. 3. 31）に基づく業務成績評定通知書の業務評定点（総合点）（土木等技術業務の場合は、「業務評定点（総合点）」を「評定点」とする。）が65点未満のものについては同種及び類似業務の実績としては認めないものとする。

- 2 契約担当官等は、技術提案書を提出する建設コンサルタント等が、当該業務について、他の建設コンサルタント等又は学識経験者等の技術協力を受けて実施する場合には、技術提案書にその旨を明記させるものとする。

公募型又は簡易公募型プロポーザル方式における技術提案書の提出者に要求される資格及び技術提案書の提出者を選定するための基準

1 技術提案書の提出者に要求される資格及び技術提案書の提出者を選定するための基準

(1) 技術提案書の提出者に要求される資格要件

ア 予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号。以下「予決令」という。）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。

イ 防衛省における平成〇・〇年度の一般競争（指名競争）参加資格（以下「防衛省競争参加資格」という。）のうち、測量・建設コンサルタント等業務の「〇〇業務」に係る「〇」の格付を受け、〇〇防衛局【当該契約担当官等の所在地を管轄する地方防衛局等名を記載する。】に競争参加を希望していること（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、再度級別の格付を受けていること。）。

ウ 会社更生法に基づく更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（イの再度級別の格付を受けた者を除く。）でないこと。

エ 参加表明書の提出期限の日から見積合わせの時点までの期間に、〇〇防衛局長【当該契約担当官等の所在地を管轄する地方防衛局等の長を記載する。】から工事請負契約等に係る指名停止等の措置要領について（防整施（事）第150号。28.3.31）に基づく指名停止を受けている期間中でないこと。

オ 【建築関係建設コンサルタント業務の場合の記載例】

建築士法（昭和25年法律第202号）第23条の規定に基づく、〇級建築士事務所登録を有すること。

【公募型プロポーザル方式の場合は、業務内容に応じ、法令的に必要とする場合のみ記載する。】

【簡易公募型プロポーザル方式の場合は、業務内容に応じ、必要とする場合のみ記載する。】

カ 同種又は類似業務の実績

キ 入札に参加しようとする者の間に次の基準のいずれかに該当する関係がないこと（基準に該当する者のすべてが共同体の代表者以外の構成員である場合は除く。）。

なお、この場合に、辞退する者を決めることを目的に当事者間で連絡を取ることは、入札心得書第5条第2項の規定に抵触するものではない。

(ア) 資本関係

次のいずれかに該当する二者の場合。ただし、子会社（会社法（平成17年法律第86号）第2条第3号の規定による子会社をいう。以下同じ。）若しくは子会社の一方が会社更生法第2条第7項に規定する更生会社（以下「更生会社」という。）又は民事再生法第2条第4号に規定する再生手続が存続中の会社である場合を除く。

a 親会社と子会社の関係にある場合。

b 親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合。

(イ) 人的関係

次のいずれかに該当する二者の場合。ただし、aについては、会社の一方が更生会社又は民事再生法第2条第4号に規定する再生手続が存続中の会社である場合を除く。

a 一方の会社の役員が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合。

- b 一方の会社の役員が、他方の会社の管財人を現に兼ねている場合。
- (ウ) その他の入札の適正さが阻害されると認められる場合。  
 その他(ア)又は(イ)と同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合。
- ク ○○○○【当該発注機関を記載する。】が発注した業務のうち、平成○年度及び平成○年度【当該年度を含まない過去2年間を記載する。】に完了又は引渡し完了した業務の実績がある場合には、業務成績評価点合計の平均が65点以上であること。  
 【予定価格が500万円を超える業務について記載する。公募型プロポーザル方式の場合は記載しない。】
- ケ 配置予定管理技術者は、平成○年○月○日【公示日を記載する。】の時点で技術提案書の提出者と直接的な雇用関係があること。
- コ 配置予定技術者の資格
- サ 配置予定管理技術者の同種又は類似業務の経験
- シ 配置予定管理技術者の平成○年○月○日【公示日を記載する。】現在の手持ち業務量（本業務を含まず、特定後未契約のものを含む。）が○億円未満かつ○件未満であること。  
 ただし、平成○年○月○日【公示日を記載する。】現在の手持ち業務に○○○○【当該発注機関を記載する。】と契約した業務で予決令第85条の規定に基づいて作成された基準を下回る価格で落札した業務がある場合は、手持ち業務量が○億円未満かつ○件未満である者とする。【ただし書き部分は、公募型プロポーザル方式の場合は記載しない。】  
 手持ち業務とは、管理技術者又は担当技術者となっている契約金額500万円以上の業務をいう。  
 【業務内容に応じて記載する。】
- ス 都道府県警察から暴力団関係業者として防衛省が発注する工事等から排除するよう要請があり、当該状態が継続している有資格者でないこと。
- (2) 技術提案書の提出者を選定するための評価基準

評価項目	評価の着目点		評価のウエイト(点)
		判断基準	
企業の実績及び能力	業務実績	元請けとして平成○年4月1日から公示日まで【当該年度及び前年度から過去10年間を記載する。】に、完了又は引渡し完了した同種又は類似業務実績を以下の順位で評価する。 ① 同種業務の実績 ② 類似業務の実績	① 15 ② 8
	業務経験	元請けとして平成○年4月1日から公示日まで【当該年度及び前年度から過去10年間を記載する。】に完了又は引渡し完了した○○県内の同種又は類似業務の実績を下記の順位で評価する。 ① ○○県内の防衛省発注機関（旧防衛施設局等を含む。）の同種又は類似業務実績 ② ○○県内の防衛省発注機関（旧防衛施設局等を含む。）以外の同種又は類似業務実績 ③ 実績なし 【必要に応じて記載する。県名は複数でも可とする。】	① 5 ② 3 ③ 0
	成業	土木関係建設コンサルタント業務の場合	① 30



績・表彰	業務成績	<p>防衛省発注機関（旧装備施設本部を含む。）が発注した業務のうち、本業務における一般競争（指名競争）参加資格の業種区分において、元請けとして平成〇年〇月〇日から平成〇年〇月〇日【①4月～6月の公示を記載する場合：前年度の9月30日から過去2年間を記載する。②7月～3月の公示を記載する場合：前年度の3月31日から過去2年間を記載する。】に完了又は引渡し完了した業務の評定点の平均を下記の順位で評価する。</p> <p>① 80点以上 ② 75点以上80点未満 ③ 70点以上75点未満 ④ 65点以上70点未満 ⑤ 実績なし ⑥ 65点未満</p> <p>建築関係建設コンサルタント業務の場合</p> <p>防衛省発注機関（旧装備施設本部を含む。）が発注した業務及び第18の「業務成績の相互利用機関と適用対象業務」に示す各発注機関ごとの「相互利用の適用対象」業務のうち、本業務における一般競争（指名競争）参加資格の業種区分において、元請けとして平成〇年〇月〇日から平成〇年〇月〇日【①4月～6月の公示を記載する場合：前年度の9月30日から過去2年間を記載する。②7月～3月の公示を記載する場合：前年度の3月31日から過去2年間を記載する。】に完了又は引渡し完了した業務の評定点の平均を下記の順位で評価する。</p> <p>① 80点以上 ② 75点以上80点未満 ③ 70点以上75点未満 ④ 65点以上70点未満 ⑤ 実績なし ⑥ 65点未満</p>	<p>② 20 ③ 15 ④ 10 ⑤ 0 ⑥ -10</p>
	優秀業務顕彰等	<p>本業務における一般競争（指名競争）参加資格の業種区分において、平成〇年4月1日から公示日まで【当該年度及び前年度から過去2年間を記載する。】の大臣官房施設監の顕彰、地方防衛局長の感謝状の贈与又は地方防衛局調達部長若しくは地方防衛支局長の顕彰の実績を下記の順位で評価する。</p> <p>① 大臣官房施設監の特別優秀業務顕彰の実績 ② 当該地方防衛局長の優秀業務感謝状の贈与の実績 ③ 当該地方防衛局調達部長又は当該地方防衛支局長の優秀業務顕彰の実績 ④ 他地方防衛局長の優秀業務感謝状の贈与の実績 ⑤ 他地方防衛局調達部長又は他地方防衛支局長の優秀業務顕彰の実績 ⑥ 実績なし</p> <p>（複数業務の実績があるときは、その後合計点とするが、最大5点までとする。）</p>	<p>① 5 ② 4 ③ 3 ④ 2 ⑤ 1 ⑥ 0 (最大5)</p>
その他	<p>過去6月間の当該契約担当官等の所在地を管轄する地方防衛局等での指名停止措置要領に基づく指名停止措置等を受けている場合は、評価を減ずる（過去6月とは参加表明書の提出期限の日の</p>	<p>① -5 ② -4 ③ -3</p>	

	び 不 誠 実 な 行 為	前日からさかのぼること6月以内に指名停止期間がある場合をいう。) ① 指名停止期間(累積)：6月以上 ② 指名停止期間(累積)：3月以上6月未満 ③ 指名停止期間(累積)：3月未満 ④ 文書注意 ⑤ 口頭注意	④ -2 ⑤ -1
	損 国 な と う の 行 信 頼 関 係 を	国との信頼関係を損なう行為が認められる場合、評価を減ずる。	-1
小 計			

評価項目	評価の着目点		評価の ウエイト (点)
		判断基準	
配置 予定 管理 技術 者の 経験 及び 能力	業務 経験	平成○年4月1日から公示日まで【当該年度及び前年度から過去10年間に記載する。】に完了又は引渡しが完了した同種又は類似業務経験を以下の順位で評価する(原則として、着手時から完了時まで従事している業務とする。) ① 同種業務の経験 ② 類似業務の経験	① 10 ② 5
	地域 業務 経験	平成○年4月1日から公示日まで【当該年度及び前年度から過去10年間に記載する。】に完了又は引渡しが完了した○○県内の同種又は類似業務の経験を下記の順位で評価する(原則として、着手時から完了時まで従事している業務とする。) ① ○○県内の防衛省発注機関(旧防衛施設局等を含む。)の同種又は類似業務経験 ② ○○県内の防衛省発注機関(旧防衛施設局等を含む。)以外の同種又は類似業務経験 ③ 経験なし 【必要に応じて記載する。県名は複数でも可とする。】	① 5 ② 3 ③ 0
成績 ・ 表彰	業務 成績	土木関係建設コンサルタント業務の場合 防衛省発注機関(旧装備施設本部を含む。)が発注した業務のうち、管理技術者として従事し、 平成○年○月○日から平成○年○月○日【①4月～6月の公示を記載する場合：前年度の9月30日から過去2年間に記載する。②7月～3月の公示を記載する場合：前年度の3月31日から過去2年間に記載する。】に完了又は引渡しが完了した業務の評定点の平均を下記の順位で評価する。	① 30 ② 20 ③ 15 ④ 10 ⑤ 0 ⑥ -10

		<ul style="list-style-type: none"> <li>① 80点以上</li> <li>② 75点以上80点未満</li> <li>③ 70点以上75点未満</li> <li>④ 65点以上70点未満</li> <li>⑤ 実績なし</li> <li>⑥ 65点未満</li> </ul> <p>建築関係建設コンサルタント業務の場合 防衛省発注機関（旧装備施設本部を含む。）が発注した業務及び第18の「業務成績の相互利用機関と適用対象業務」に示す各発注機関ごとの「相互利用の適用対象」業務のうち、管理技術者として従事し、平成〇年〇月〇日から平成〇年〇月〇日【①4月～6月の公示の場合：前年度の9月30日から過去2年間を記載する。②7月～3月の公示の場合：前年度の3月31日から過去2年間を記載する。】に完了又は引渡し完了した業務の評定点の平均を下記の順位で評価する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① 80点以上</li> <li>② 75点以上80点未満</li> <li>③ 70点以上75点未満</li> <li>④ 65点以上70点未満</li> <li>⑤ 実績なし</li> <li>⑥ 65点未満</li> </ul>		
	<b>優秀業務技術者顕彰等</b>	<p>平成〇年4月1日から公示日まで【当該年度及び前年度から過去2年間を記載する。】の大臣官房施設監の顕彰、地方防衛局長の感謝状の贈与又は地方防衛局調達部長若しくは地方防衛支局長の顕彰の実績を下記の順位で評価する（優秀業務技術者表彰等及び管理技術者として従事した業務表彰等を対象とする。）。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① 大臣官房施設監の特別優秀業務技術者顕彰、当該地方防衛局長の優秀業務技術者感謝状の贈与又は当該地方防衛局調達部長若しくは当該地方防衛支局長の優秀業務技術者顕彰の実績</li> <li>② 他地方防衛局長の優秀業務技術者感謝状の贈与又は他地方防衛局調達部長若しくは他地方防衛支局長の優秀業務技術者顕彰の実績</li> <li>③ 管理技術者として従事した、大臣官房施設監の特別優秀業務顕彰、当該地方防衛局長の優秀業務感謝状の贈与又は当該地方防衛局調達部長若しくは当該地方防衛支局長の優秀業務顕彰の実績</li> <li>④ 管理技術者として従事した、他地方防衛局長の優秀業務感謝状の贈与又は他地方防衛局調達部長若しくは他地方防衛支局長の優秀業務顕彰の実績</li> <li>⑤ 実績なし</li> </ul> <p>（複数業務の実績があるときは、その合計点とするが、最大5点までとする。）</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 5</li> <li>② 3</li> <li>③ 3</li> <li>④ 1</li> <li>⑤ 0</li> </ul> <p>（最大5）</p>	
<b>資格要件</b>	<b>技術者資格</b>	<b>建築</b>	・1級建築士	5
			・その他	0
	<b>土木</b>		・技術士 ・博士	5
			・RCCM	3

		・土木学会認定技術者（特別上級、上級、1級）		
		・その他	0	
電 気 設 備		・建築設備士	5	
		・1級建築士		
		・技術士		
		・RCCM		3
		・1級電気工事施工管理技士		1
	・その他	0		
機 械 設 備		・建築設備士	5	
		・1級建築士		
		・技術士		
		・RCCM		3
	・1級管工事施工管理技士	1		
	・その他	0		
通 信 設 備		・建築設備士	5	
		・1級建築士		
		・技術士		
		・RCCM		3
	・その他	0		
【各職種の資格については仕様書に応じて適宜記載する。資格を重複して評価は行なわない。】				
小 計			最大 55	

評価項目	評価の着目点		評価のウエイト(点)
	判断基準		
業務実施体制	の業務妥当性実施体制	<p>業務の分担について記載する。 なお、以下のいずれかの項目に該当する場合には選定しない。</p> <p>① 再委託の内容が、主たる部分の場合 ② 業務の分担構成が、不明確又は不自然な場合 ③ 共同体による業務の分担構成が細分化され過ぎて、一の分担業務を複数の構成員が実施することとしている場合</p>	数値化しない

評価項目	評価の着目点		評価のウエイト(点)
	判断基準		
配置予定	業務経験	業務経験	<p>平成〇年4月1日から公示日まで【当該年度及び前年度から過去10年間を記載する。】に完了又は引渡し完了した同種又は類似業務経験を下記の順位で評価する（原則として、着手時から完了時まで従事している業務とする。）。</p> <p>① 5 ② 3 ③ 0</p> <p>【各職種</p>

担当技術者の経験		① 同種業務の経験 ② 類似業務の経験 ③ 経験なし	最大5】
	地域業務経験	平成○年4月1日から公示日まで【当該年度及び前年度から過去10年間を記載する。】に完了又は引渡しが完了した○○県内の同種又は類似業務の経験を下記の順位で評価する（原則として、着手時から完了時まで従事している業務とする。）。 ① ○○県内の防衛省発注機関（旧防衛施設局等を含む。）の同種又は類似業務経験 ② ○○県内の当該防衛省発注機関（旧防衛施設局等を含む。）以外の同種又は類似業務経験 ③ 経験なし 【必要に応じて記載する。県名は複数でも可とする。】	① 5 ② 3 ③ 0  【各職種最大5】
		【必要に応じて評価対象とする職種を選択する。一職種で複数の技術者を配置する場合は、評価の低い技術者を評価の対象とする。】	
小 計			

必要に応じて選択する。

注 外国資格を有する技術者（平成6年4月15日マラケシュで作成された政府調達に関する協定（以下「WTO政府調達協定」という。）を適用している国及び地域並びに我が国に対して建設市場が解放的であると認められる国及び地域以外の国又は地域に主たる営業所を有する建設コンサルタント等に所属する技術者に限る。）については、あらかじめ技術士相当又はRCCM相当の認定を受けている必要がある。

なお、参加表明書の提出期限までに当該認定を受けていない場合にあつては、参加表明書を提出することはできるが、参加表明書を提出する時点において、当該認定の申請書の写しを提出するものとし、当該建設コンサルタント等が選定されるためには、選定通知の日までに認定を受け、認定書の写しを提出しなければならない。選定通知の日は平成○年○月○日を予定する。

技術提案書の提出者として選定した者には、選定通知書をもって通知する。

(3) 技術提案書の提出者の選定

参加表明書を提出した者のうち、技術提案書の提出者を評価の合計点が高いものから3から5者選定する。ただし、評価の合計点と同点である者が複数となった場合には、5者を超えて選定する場合がある。

公募型又は簡易公募型プロポーザル方式における技術提案書を特定するための  
評価基準

1 技術提案書を特定するための評価基準

(1) 技術提案書の評価項目、判断基準及び評価のウエイトは、以下のとおりである。

なお、評価項目「業務の実施方針・実施フロー・工程計画・その他」及び「特定テーマに対する技術提案」は、提出された書面により評価を行なった上で、ヒアリング内容を踏まえた評価を行なう。また、評価項目「業務の実施方針・実施フロー・工程計画・その他」又は「特定テーマに対する技術提案」における評価点全てが、0点である場合は特定しない（「特定テーマに対する技術提案」は、テーマごとに評価の着目点全てが、0点である場合は特定しない。）。

評価項目	評価の着目点		評価のウエイト(点)
	判断基準		
配置予定管理技術者の経験及び能力	業務経験	平成○年4月1日から公示日まで【当該年度及び前年度から過去10年間に記載する。】に完了又は引渡し完了した同種又は類似業務経験を下記の順位で評価する（原則として、着手時から完了時まで従事している業務とする。）。 ① 同種業務の経験 ② 類似業務の経験	① 10 ② 5
	地域業務経験	平成○年4月1日から公示日まで【当該年度及び前年度から過去10年間に記載する。】に完了又は引渡し完了した○○県内の同種又は類似業務の経験を下記の順位で評価する（原則として、着手時から完了時まで従事している業務とする。）。 ① ○○県内の防衛省発注機関（旧防衛施設局等を含む。）の同種又は類似業務経験 ② ○○県内の防衛省発注機関（旧防衛施設局等を含む。）以外の同種又は類似業務経験 ③ 経験なし 【必要に応じて記載する。県名は複数でも可とする。】	① 5 ② 3 ③ 0
成績・表彰	業務経験	土木関係建設コンサルタント業務の場合 防衛省発注機関（旧装備施設本部を含む。）が発注した業務のうち、管理技術者として従事し、 平成○年○月○日から平成○年○月○日【①4月～6月の公示を記載する場合：前年度の9月30日から過去2年間に記載する。②7月～3月の公示を記載する場合：前年度の3月31日から過去2年間に記載する。】に完了又は引渡し完了した業務の評定点の平均を以下の順位で評価する。 ① 80点以上 ② 75点以上80点未満 ③ 70点以上75点未満 ④ 65点以上70点未満	① 30 ② 20 ③ 15 ④ 10 ⑤ 0 ⑥-10

		<p>⑤ 実績なし</p> <p>⑥ 65点未満</p> <p>建築関係建設コンサルタント業務の場合 防衛省発注機関（旧装備施設本部を含む。）が発注した業務及び第18の「業務成績の相互利用機関と適用対象業務」に示す各発注機関ごとの「相互利用の適用対象」業務のうち、管理技術者として従事し、平成〇年〇月〇日から平成〇年〇月〇日【①4月～6月の公示を記載する場合：前年度の9月30日から過去2年間を記載する。②7月～3月の公示を記載する場合：前年度の3月31日から過去2年間を記載する。】に完了又は引渡し完了した業務の評定点の平均を以下の順位で評価する。</p> <p>① 80点以上</p> <p>② 75点以上80点未満</p> <p>③ 70点以上75点未満</p> <p>④ 65点以上70点未満</p> <p>⑤ 実績なし</p> <p>⑥ 65点未満</p>		
	優秀業務技術者顕彰等	<p>平成〇年4月1日から公示日まで【当該年度及び前年度から過去2年間を記載する。】の大臣官房施設監の顕彰、地方防衛局長の感謝状の贈与又は地方防衛局調達部長若しくは地方防衛支局長の顕彰の実績を下記の順位で評価する（優秀業務技術者表彰等及び管理技術者として従事した業務表彰等を対象とする。）。</p> <p>① 大臣官房施設監の特別優秀業務技術者顕彰、当該地方防衛局長の優秀業務技術者感謝状の贈与又は当該地方防衛局調達部長若しくは当該地方防衛支局長の優秀業務技術者顕彰の実績</p> <p>② 他地方防衛局長の優秀業務技術者感謝状の贈与又は他地方防衛局調達部長若しくは他地方防衛支局長の優秀業務技術者顕彰の実績</p> <p>③ 管理技術者として従事した、大臣官房施設監の特別優秀業務顕彰、当該地方防衛局長の優秀業務感謝状の贈与又は当該地方防衛局調達部長若しくは当該地方防衛支局長の優秀業務顕彰の実績</p> <p>④ 管理技術者として従事した、他地方防衛局長の優秀業務感謝状の贈与又は他地方防衛局調達部長若しくは他地方防衛支局長の優秀業務顕彰の実績</p> <p>⑤ 実績なし</p> <p>（複数業務の実績があるときは、その合計点とするが、最大5点までとする。）</p>	<p>① 5</p> <p>② 3</p> <p>③ 3</p> <p>④ 1</p> <p>⑤ 0</p> <p>（最大5）</p>	
資格要件	技術者資格	建築	・ 1級建築士	5
			・ その他	0
	土木		・ 技術士	5
			・ 博士	
			・ R C C M ・ 土木学会認定技術者（特別上級、上級、1級） ・ その他	3 0
電気	・ 建築設備士 ・ 1級建築士	5		

	設備	・技術士		
		・RCCM	3	
		・1級電気工事施工管理技士	1	
		・その他	0	
	機械設備	・建築設備士	5	
		・1級建築士		
		・技術士		
		・RCCM		3
		・1級管工事施工管理技士		1
	・その他	0		
	通信設備	・建築設備士	5	
		・1級建築士		
		・技術士		
・RCCM		3		
・その他	0			
【各職種の資格については仕様書に応じて適宜記載する。資格を重複しての評価は行なわない。】				
小 計			最大 55	

評価項目	評価の着目点		評価のウエイト(点)
	判断基準		
配置予定担当技術者の経験	業務経験	平成○年4月1日から公示日まで【当該年度及び前年度から過去10年間を記載する。】に完了又は引渡し完了した同種又は類似業務経験を下記の順位で評価する（原則として、着手時から完了時まで従事している業務とする。）。 ① 同種業務の経験 ② 類似業務の経験 ③ 経験なし	① 5 ② 3 ③ 0 【各職種最大5】
	地域業務経験	平成○年4月1日から公示日まで【当該年度及び前年度から過去10年間を記載する。】に完了又は引渡し完了した○○県内の同種又は類似業務の経験を下記の順位で評価する（原則として、着手時から完了時まで従事している業務とする。）。 ① ○○県内の防衛省発注機関（旧防衛施設局等を含む。）の同種又は類似業務経験 ② ○○県内の当該防衛省発注機関（旧防衛施設局等を含む。）以外の同種又は類似業務経験 ③ 経験なし 【必要に応じて記載する。県名は複数でも可。】	① 5 ② 3 ③ 0 【各職種最大5】
	【必要に応じて評価対象とする職種を選択すること。一職種で複数の技術者を配置する場合は、評価の低い技術者を評価の対象とする。】		
小 計			



評価項目	評価の着目点		評価のウエイト(点)	
	判断基準			
業務 の ・実 工施 程方 計針 画・ ・実 所施 の 他	業務理解度	業務の実施方針となる目的・内容及び与条件の理解度が高い場合は優位に評価する。	10	
		上記業務目的等を踏まえた検討項目及び成果品に対する着眼点の具体性が高い場合は優位に評価する。	10	
	実施手順	業務実施手順を示す実施フローの妥当性が高い場合は優位に評価する。	10	
		業務量の把握状況を示す工程計画の妥当性が高い場合は優位に評価する。	10	
	その他	有益な代替案、重要事項の指摘がある場合は優位に評価する。	10	
特定 テ ー マ に 対 す る 技 術 提 案	※ 全 体	の特定 整合 性 マ	的確性について、複数の特定テーマ間の整合性が高い場合は優位に評価する。	10
		実現性について、複数の特定テーマ間の整合性が高い場合は優位に評価する。	10	
	特定 テ ー マ 1	的 確 性	地形、環境、地域特性などの与条件との整合性が高い場合は優位に評価する。	10
			必要なキーワード（着眼点、問題点、解決方法等）が網羅されている場合は優位に評価する。	10
			事業の重要度を考慮した提案となっている場合は優位に評価する。	5
			事業の難易度に相応しい提案となっている場合は優位に評価する。	5
	実 現 性	提案内容に説得力がある場合は優位に評価する。	10	
		提案内容を裏付ける類似実績などが明示されている場合は優位に評価する。	10	
		利用しようとする技術基準、資料が適切な場合は優位に評価する。	5	
		提案内容によって想定される事業費が適切な場合は優位に評価する。	5	
	独 創 性	工学的知見に基づく前例のない提案がある場合は優位に評価する。	5	
		周辺分野、異分野技術を援用した、高度の検討・解析手法の提案がある場合は優位に評価する。	5	
		複数の既存技術を統合化する提案がある場合は優位に評価する。	5	
		新工法採用の提案がある場合は優位に評価する。	5	
	※ 特 定		的確性、実現性、独創性について上記を準用する。	

テ ー マ 2	
注：「業務の実施方針・実施フロー・工程計画・その他」及び「特定テーマに対する技術提案」については、評価のウエイトが10点の場合は「10点、8点、6点、4点、0点」の5段階で評価を行う（5点の場合は「5点、4点、3点、2点、0点」の5段階で評価を行う。）。	
小 計	



必要に応じて選択する。

※ 特定テーマを1つに設定した場合は選択しない。

- (2) 技術提案書を提出した者の中から、評価の合計点が最上位であるものを一者特定する。  
技術提案書を特定した者には、電子入札システムにより、また、紙見積合わせ方式の場合は書面をもって、契約担当官等から通知する。
- (3) 評価の合計点が最上位である者が二者以上あるときは、当該者のうち以下の順で各項目の評価点が最も高い一者を特定する。
- ア 特定テーマに対する技術提案についての評価点の高い者
  - イ アが同点の場合、業務の実施方針・実施フロー・工程計画・その他についての評価点の高い者
  - ウ イが同点の場合、技術提案書を総合的に評価し、技術的優位性のある者

## 技術提案書評価要領

### 1 技術提案書の評価方法について

#### (1) 技術提案書の評価等を行う職員数

技術提案書の評価及びヒアリングを行う職員（以下「評価者」という。）の数は、対象業務の技術的特性等を勘案の上、原則として、5名以上の評価者で行うものとする。

#### (2) 技術提案書の評価等の手法

ア 評価結果の整理は、各評価項目の判断基準ごとに行い、評価者の評価のうち最上位者のものと最下位者のものを各1名除外し、3名以上の評価点を平均して算出する（小数点第3位を切り捨てし小数点第2位とする。）。ただし、やむを得ない理由により、5名未満の評価者で評価を行う場合は、評価点を平均して算出する（小数点第3位を切り捨てし小数点第2位とする。）。

イ 評価項目「業務の実施方針・実施フロー・工程計画・その他」又は「特定テーマに対する技術提案」における評価点全てが、0点である場合は特定しない（「特定テーマに対する技術提案」はテーマごとに評価の着目点全てが、0点である場合。）。

ウ 評価者は、各評価点の根拠となる所見を付すものとする。

### 2 技術提案書の評価の考え方

「業務の実施方針・実施フロー・工程計画・その他」及び「特定テーマに対する技術提案」は、提出された書面により評価を行なった上で、ヒアリング内容を踏まえた評価を行なうものとする。

技術提案書の評価の考え方については、付表第1によるものとする。

f%L

			%\$	%\$
			%\$	%\$
			' %	' \$ &\$ % %\$ \$ !%\$
		, \$ ) +\$ )	, \$ ) +\$	





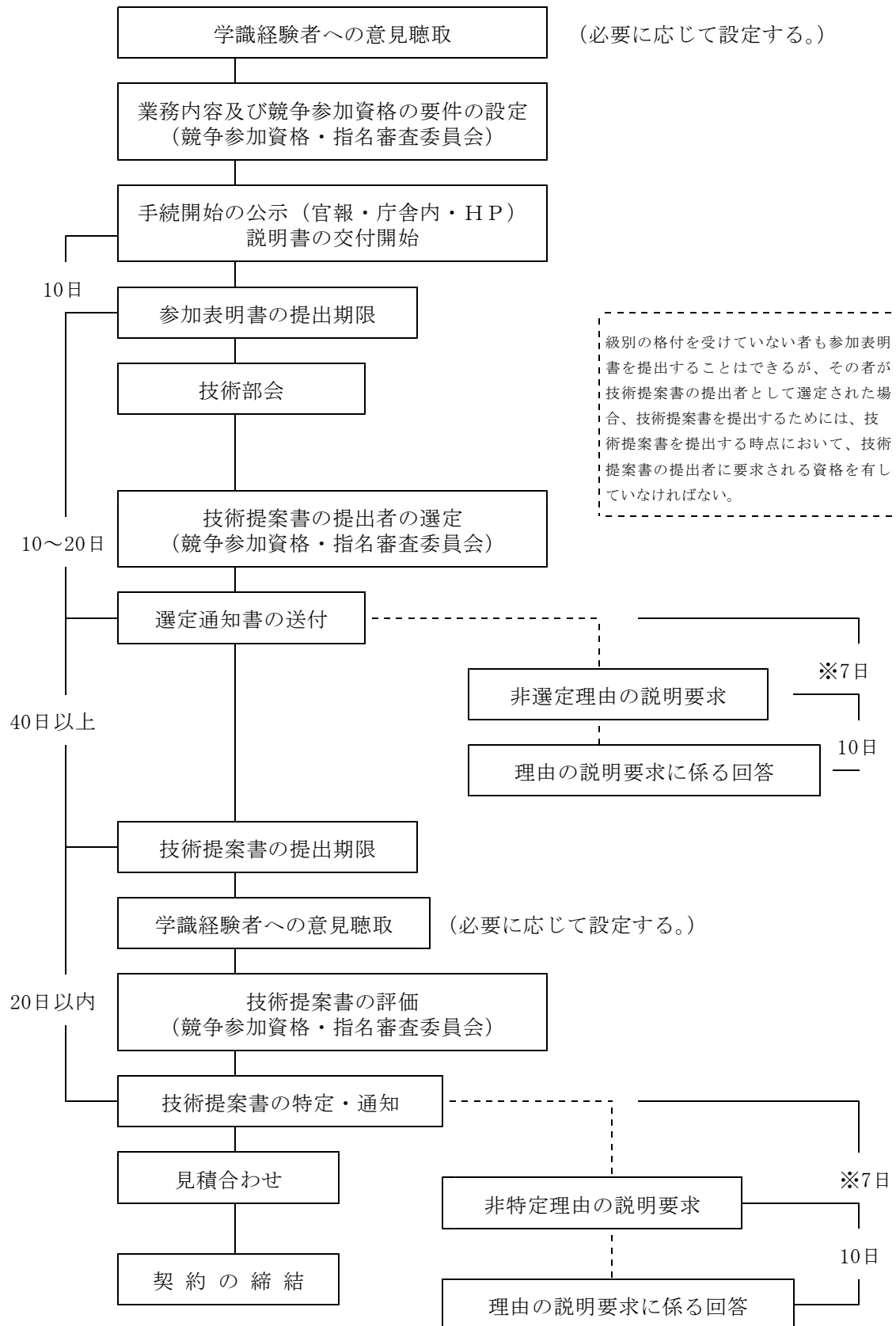








公募型プロポーザル方式の実施手順及び標準的日数

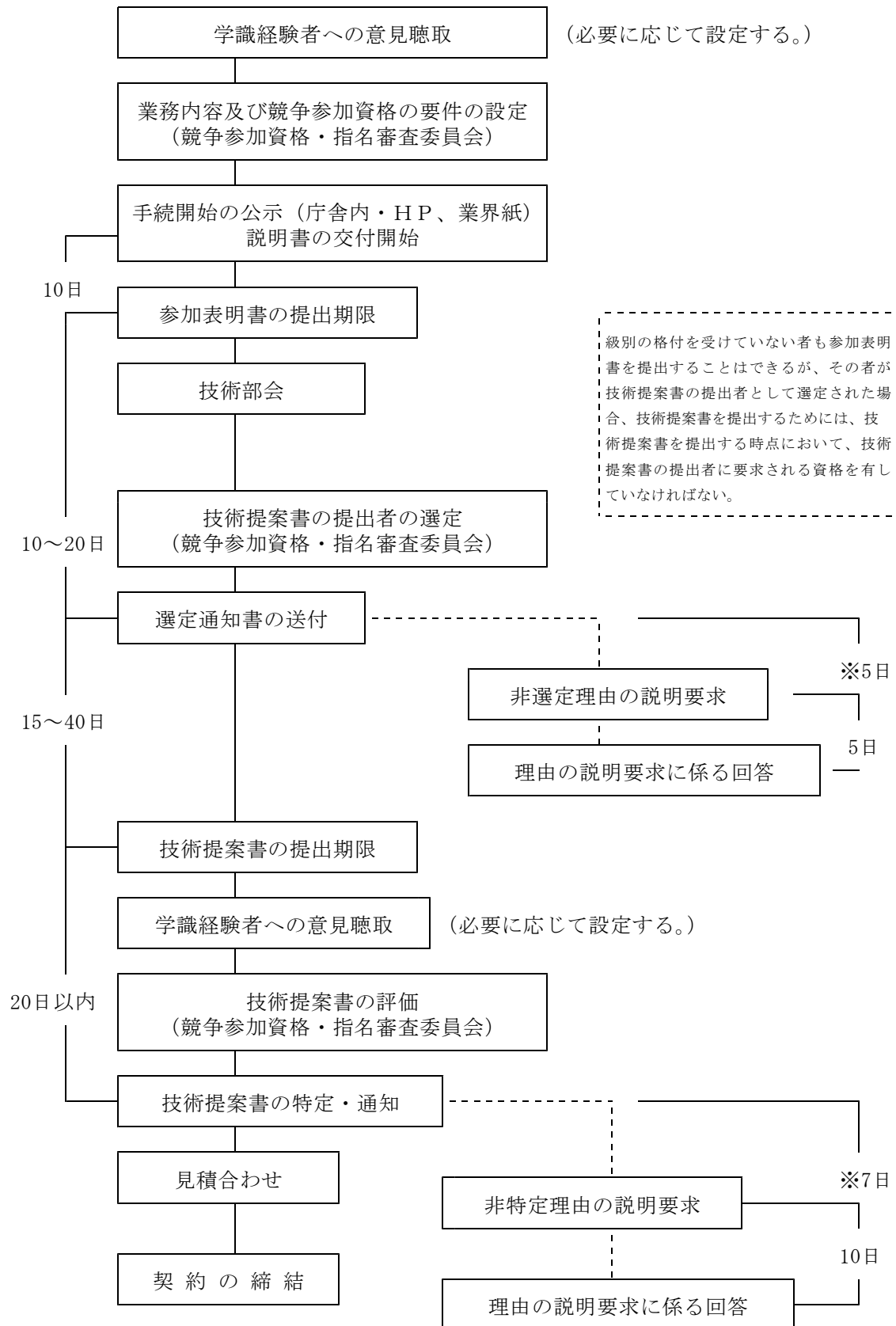


注 1：上記の日数は、標準的日数である。

※は、行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第 1 条第 1 項に規定する行政機関の休日を除く。

注 2：技術部会は競争参加資格・指名審査委員会と兼ねることが出来るものとする。

簡易公募型プロポーザル方式の実施手順及び標準的日数

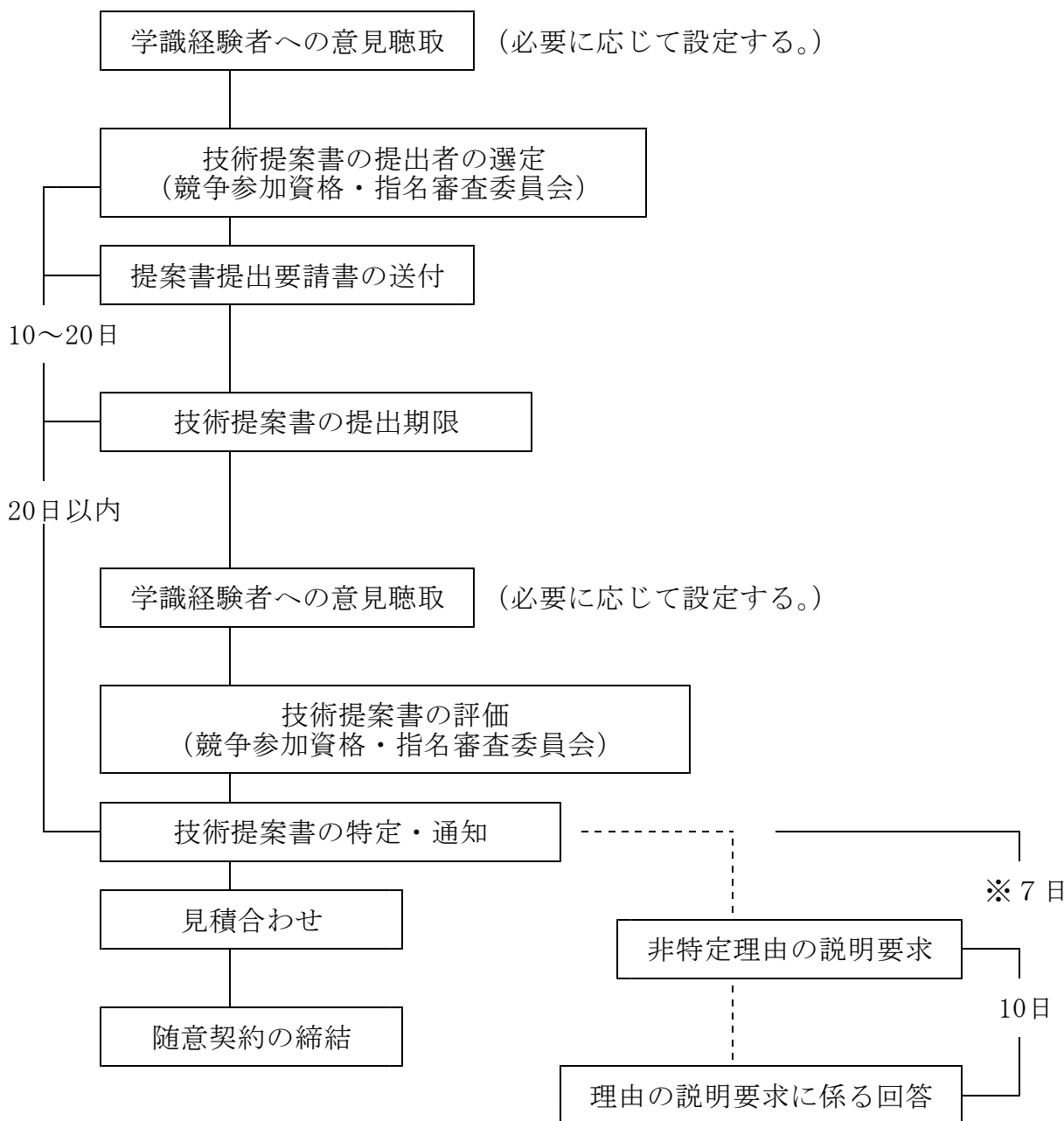


注1：上記の日数は、標準的日数である。

※は、行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第1条第1項に規定する行政機関の休日を除く。

注2：技術部会は競争参加資格・指名審査委員会と兼ねることができるものとする。

標準型プロポーザル方式の実施手順及び標準的日数



注：上記の日数は、標準的日数である。  
 ※は、行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第1条第1項に規定する行政機関の休日を除く。

## 技術提案書の評価の考え方

評価項目	評価の着目点		評価点					評価のウエイト	必須・選択
	判断基準		10	8	6	4	0		
業務の実施方針・実施フロー・工程計画・その他	業務理解度	業務の実施方針となる目的・内容及び与条件の理解度が高い場合は優位に評価する。	目的・内容及び与条件を十分理解した記載内容であり、内容を極めて細部まで理解している。	目的・内容及び与条件を十分理解している。	目的・内容及び与条件を概ね理解している。	目的・内容及び与条件の理解が若干欠けている。	目的・内容及び与条件の理解が過半欠けている又ははない。	10	◎
		上記業務目的等を踏まえた検討項目及び成果品に対する着眼点の具体性が高い場合は優位に評価する。	上記業務目的等を踏まえた検討項目及び成果品に対する着眼点に、極めて十分な具体性がある。	上記業務目的等を踏まえた検討項目及び成果品に対する着眼点があり、十分な具体性がある。	上記業務目的等を踏まえた検討項目及び成果品に対する着眼点があり、概ね具体性がある。	上記業務目的等を踏まえた検討項目及び成果品に対する着眼点があるが、具体性が若干欠けている。	上記業務目的等を踏まえた検討項目及び成果品に対する着眼点があるが具体性が過半欠けている又ははない。	10	◎
	実施手順	業務実施手順を示す実施フローの妥当性が高い場合は優位に評価する。	業務実施手順を示す実施フローに極めて高い妥当性がある。	業務実施手順を示す実施フローに十分な妥当性がある。	業務実施手順を示す実施フローに概ね妥当性がある。	業務実施手順を示す実施フローの妥当性が若干欠けている。	業務実施手順を示す実施フローの妥当性が過半欠けている又ははない。	10	◎
		業務量の把握状況を示す工程計画の妥当性が高い場合は優位に評価する。	業務量の把握状況を示す工程計画に極めて高い妥当性がある。	業務量の把握状況を示す工程計画に十分な妥当性がある。	業務量の把握状況を示す工程計画に概ね妥当性がある。	業務量の把握状況を示す工程計画の妥当性が若干欠けている。	業務量の把握状況を示す工程計画の妥当性が過半欠けている又ははない。	10	◎
	その他	有益な代替案、重要事項の指摘がある場合は優位に評価する。	有益な代替案、重要事項について極めて優れた指摘がある。	有益な代替案、重要事項について十分な指摘がある。	有益な代替案、重要事項について概ね指摘がある。	有益な代替案、重要事項についての指摘が若干欠けている。	有益な代替案、重要事項についての指摘が過半欠けている又ははない。	10	◎

必須：◎  
選択：○

## 技術提案書の評価の考え方

評価項目	評価の着目点		評価点					評価のウエイト	必須・選択
		判断基準	10	8	6	4	0		
※全体	特定テーマ間の整合性	的確性について、複数の特定テーマ間の整合性が高い場合は優位に評価する。	的確性について、技術提案、ヒアリング共に特定テーマ間の整合性が極めて高い。	的確性について、複数の特定テーマ間に十分な整合性がある。	的確性について、複数の特定テーマ間に概ね整合性がある。	的確性について、複数の特定テーマ間の整合性が若干欠けている。	的確性について、複数の特定テーマ間の整合性が過半欠けている又ははない。	10	○
		実現性について、複数の特定テーマ間の整合性が高い場合は優位に評価する。	実現性について、技術提案、ヒアリング共に特定テーマ間の整合性が極めて高い。	実現性について、複数の特定テーマ間に十分な整合性がある。	実現性について、複数の特定テーマ間に概ね整合性がある。	実現性について、複数の特定テーマ間の整合性が若干欠けている。	実現性について、複数の特定テーマ間の整合性が過半欠けている又ははない。	10	○
特定テーマに対する技術提案	的確性	地形、環境、地域特性などの与条件との整合性が高い場合は優位に評価する。	技術提案、ヒアリング共に与条件との整合性が極めて高い。	与条件との整合性が十分高い。	与条件との整合性が概ねある。	与条件との整合性が若干欠けている。	与条件との整合性が過半欠けている又ははない。	10	◎
		必要なキーワード（着眼点、問題点、解決方法等）が網羅されている場合は優位に評価する。	技術提案、ヒアリング共に必要なキーワードが極めて細部まで網羅されている。	必要なキーワードが十分に網羅されている。	必要なキーワードが概ね網羅されている。	必要なキーワードが若干欠けている。	必要なキーワードが過半欠けている又ははない。	10	◎
		事業の重要度を考慮した提案となっている場合は優位に評価する。	技術提案、ヒアリング共に事業の重要度を考慮した的確な提案となっている。	事業の重要度が十分に考慮された提案となっている。	事業の重要度が概ね考慮された提案となっている。	事業の重要度が若干欠けている。	事業の重要度が過半欠けている又ははない。	5	○
		事業の難易度に相応しい提案となっている場合は優位に評価する。	技術提案、ヒアリング共に事業の難易度に極めて相応しい提案となっている。	事業の難易度に十分相応しい提案となっている。	事業の難易度に概ね相応しい提案となっている。	事業の難易度が若干欠けている。	事業の難易度が過半欠けている又ははない。	5	○
	実現性	提案内容に説得力がある場合は優位に評価する。	技術提案、ヒアリング共に極めて説得力がある。	十分な説得力がある。	概ね説得力がある。	説得力が若干欠けている。	説得力が過半欠けている又ははない。	10	◎
		提案内容を裏付ける類似実績などが明示されている場合は優位に評価する。	技術提案、ヒアリング共に提案内容を裏付ける類似実績が極めて細部まで明示されている。	提案内容を裏付ける十分な類似実績が明示されている。	提案内容を裏付ける類似実績が概ね明示されている。	提案内容を裏付ける類似実績の明示が若干欠けている。	提案内容を裏付ける類似実績の明示が過半欠けている又ははない。	10	◎
		利用しようとする技術基準、資料が適切な場合は優位に評価する。	技術提案、ヒアリング共に利用しようとする技術基準、資料が極めて適切である。	利用しようとする技術基準、資料が十分適切である。	利用しようとする技術基準、資料が概ね適切である。	利用しようとする技術基準、資料の適切さが若干欠けている。	利用しようとする技術基準、資料の適切が過半欠けている又ははない。	5	○
		提案内容によって想定される事業費が適切な場合は優位に評価する。	技術提案、ヒアリング共に提案内容によって想定される事業費は適切であり、その根拠も極めて十分である。	提案内容によって想定される事業費は適切であり、その根拠も十分である。	提案内容によって想定される事業費は適切であり、その根拠も概ね適切である。	提案内容によって想定される事業費は適切であるが、その根拠が若干欠けている。	提案内容によって想定される事業費は適切ではない。	5	○
	独創性	工学的知見に基づく前例のない提案がある場合は優位に評価する。	技術提案、ヒアリング共に工学的知見に基づく前例のない極めて具体的な提案がある。	工学的知見に基づく前例のない提案には十分な独創性がある。	工学的知見に基づく前例のない提案には概ね独創性がある。	工学的知見に基づく前例のない提案には独創性が若干欠けている。	工学的知見に基づく前例のない提案には独創性が過半欠けている又ははない。	5	○
		周辺分野、異分野技術を援用した、高度の検討・解析手法の提案がある場合は優位に評価する。	技術提案、ヒアリング共に周辺分野、異分野技術を援用した、高度の検討・解析手法の極めて具体的な提案がある。	周辺分野、異分野技術を援用した、高度の検討・解析手法に十分な提案がある。	周辺分野、異分野技術を援用した、高度の検討・解析手法の提案が概ねある。	周辺分野、異分野技術を援用した、高度の検討・解析手法の提案が若干欠けている。	周辺分野、異分野技術を援用した、高度の検討・解析手法の提案が過半欠けている又ははない。	5	○
		複数の既存技術を統合化する提案がある場合は優位に評価する。	技術提案、ヒアリング共に複数の既存技術を統合化する極めて具体的な提案がある。	複数の既存技術を統合化する十分な提案がある。	複数の既存技術を統合化する提案が概ねある。	複数の既存技術を統合化する提案が若干欠けている。	複数の既存技術を統合化する提案が過半欠けている又ははない。	5	○
		新工法採用の提案がある場合は優位に評価する。	技術提案、ヒアリング共に新工法採用の極めて具体的な提案がある。	新工法採用について十分な提案がある。	新工法採用についての提案が概ねある。	新工法採用の提案が若干欠けている。	新工法採用の提案が過半欠けている又ははない。	5	○
	テ※2   特マ定	的確性、実現性、独創性について上記を準用する。							

注) ※は、特定テーマを1つに設定した場合は選択しない。  
 選択項目（評価のウエイトが5点）の場合は、評価点をそれぞれ半分（5点満点）とする。

必須：◎  
 選択：○

## 技術提案等評価結果整理表 1

業務の名称：〇〇（〇〇）〇〇〇〇業務

評価項目	評価の着目点		評価のウェイト (点)	〇〇社	〇〇社	〇〇社	〇〇社	・・・
企業の実績及び能力	業務実績	業務実績（同種又は類似業務）	15					
		地域業務実績	5					
	成績・表彰	業務成績	30					
		優秀業務表彰	5					
	その他	事故及び不誠実な行為	0					
		国との信頼関係を損なう行為	0					
配置予定管理技術者の経験及び能力	業務経験	業務経験（同種又は類似業務）	10					
		地域業務経験	5					
	成績・表彰	業務成績	30					
		優秀業務表彰	5					
	資格要件 (業務内容 に応じ適宜 設定)	技術者資格（建築）	5					
		技術者資格（土木）	5					
		技術者資格（電気設備）	5					
		技術者資格（機械設備）	5					
技術者資格（通信）		5						
技術者資格（その他）	5							
配置予定担当技術者の経験	業務経験	業務経験（同種又は類似業務）	5					
		地域業務経験	5					
業務の実施方針・実施フロー・工程計画・その他	業務理解度		20					
	実施手順		20					
	その他		10					
特定テーマ に対する技術 提案	※全体		20					
	特定テーマ1		80					
	※特定テーマ2		80					
合 計								

注 1  は、必要に応じて設定

2 本表は、入札参加者数に応じて適宜列数を増減する。

3 ※は、特定テーマを1つに設定した場合は選択しない。

## 技術提案等評価結果整理表 2

業務の名称：〇〇 (〇〇) 〇〇〇〇業務  
(〇社)

評価項目	評価の着目点	評価者A	評価者B	評価者C	評価者D	評価者E	評価点 (平均点)	評価のウ ェイト (点)	
		評価点	評価点	評価点	評価点	評価点			
業務の実施方針・ 実施フロー・工程 計画・その他	業務理解度							10	
								10	
	小 計							20	
	実施手順								10
									10
	小 計								20
その他								10	
特定 テーマ に対する技術 提案	※全体	特定テーマ 間の整合性							10
									10
	小 計								20
	特定 テーマ 1	的確性							10
									10
									5
									5
		実現性							10
									10
									5
									5
		独創性							5
									5
								5	
								5	
	小 計								最大80
	※特定 テーマ 2	的確性							10
									10
								5	
								5	
実現性								10	
								10	
								5	
								5	
独創性								5	
								5	
							5		
							5		
小 計								最大80	
合 計									

注 1  は、必要に応じて設定する。

2 ※は、特定テーマを1つに設定した場合は選択しない。

3 評価は5名以上の評価者で行うものとし、評価点（平均点）は、評価者の評価のうち最上位者のものと最下位者のものを各1名除外し、3名以上の評価点を平均して算出する。5名未満の評価者で評価を行う場合は、評価点を平均して算出する。

4 評価点(平均点)は、小数点第3位を切り捨てし小数点第2位とする



### 技術提案等評価結果整理表 3

(評価者 A : ○○)  
 業務の名称 : ○○ (○○) ○○○○業務  
 (○社)

評価項目	評価の着目点		評価点 (点)	提案の評価理由	
		判断基準			
業務の実施方針・ 実施フロー・工程 計画・その他	業務理解度	業務の実施方針となる目的・内容及び与条件の理解 度が高い場合は優位に評価する。			
		上記業務目的等を踏まえた検討項目及び成果品に対 する着眼点の具体性が高い場合は優位に評価する。			
	実施手順	業務実施手順を示す実施フローの妥当性が高い場合 は優位に評価する。			
		業務量の把握状況を示す工程計画の妥当性が高い場 合は優位に評価する。			
その他	有益な代替案、重要事項の指摘がある場合は優位に 評価する。				
特定 テーマ に対する技術 提案	※全体	的確性について、複数の特定テーマ間の整合性が高 い場合は優位に評価する。			
		実現性について、複数の特定テーマ間の整合性が高 い場合は優位に評価する。			
	特定 テーマ 1	的確性	地形、環境、地域特性などの与条件との整合性が高 い場合は優位に評価する。		
			必要なキーワード（着眼点、問題点、解決方法等） が網羅されている場合は優位に評価する。		
			事業の重要度を考慮した提案となっている場合は優 位に評価する。		
			事業の難易度に相応しい提案となっている場合は優 位に評価する。		
		実現性	提案内容に説得力がある場合は優位に評価する。		
			提案内容を裏付ける類似実績などが明示されている 場合は優位に評価する。		
			利用しようとする技術基準、資料が適切な場合は優 位に評価する。		
			提案内容によって想定される事業費が適切な場合は 優位に評価する。		
	独創性	工学的知見に基づく前例のない提案がある場合は優 位に評価する。			
		周辺分野、異分野技術を援用した、高度の検討・解 析手法の提案がある場合は優位に評価する。			
		複数の既存技術を統合化する提案がある場合は優位 に評価する。			
		新工法採用の提案がある場合は優位に評価する。			
	※特定 テーマ 2	的確性	地形、環境、地域特性などの与条件との整合性が高 い場合は優位に評価する。		
			必要なキーワード（着眼点、問題点、解決方法等） が網羅されている場合は優位に評価する。		
事業の重要度を考慮した提案となっている場合は優 位に評価する。					
事業の難易度に相応しい提案となっている場合は優 位に評価する。					
実現性		提案内容に説得力がある場合は優位に評価する。			
		提案内容を裏付ける類似実績などが明示されている 場合は優位に評価する。			
		利用しようとする技術基準、資料が適切な場合は優 位に評価する。			
		提案内容によって想定される事業費が適切な場合は 優位に評価する。			
独創性	工学的知見に基づく前例のない提案がある場合は優 位に評価する。				
	周辺分野、異分野技術を援用した、高度の検討・解 析手法の提案がある場合は優位に評価する。				
	複数の既存技術を統合化する提案がある場合は優位 に評価する。				
	新工法採用の提案がある場合は優位に評価する。				
合 計					

注 1 [ ] は、必要に応じて設定する。  
 2 ※は、特定テーマを1つに設定した場合は選択しない。  
 3 評価者の役職及び氏名を明記する。  
 4 ヒアリング内容を含めて評価する。